

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル

事業者名 神戸市交通局
 代表者名（役職名及び氏名） 交通事業管理者 城南 雅一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
6000形車両 (西神・山手線)	西神・山手線の全車両(28編成)を6000型車両に更新(令和4年度完了 北神市営化に伴う車両については令和5年度予定)	西神・山手線に新型車両の6000形を6編成導入

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす利用のお客様等	車いすをご利用のお客様が市営地下鉄に乗降される場合、ご要望があれば駅係員がスロープを使用して介助を行っています。その際、乗車駅係員から降車駅係員へ、乗車列車および乗車位置等を電話で連絡し、スロープにより介助を行うことで、ホームと車両の段差を不安なく乗降いただけるよう努めています。また、改札口には、「列車の乗降の際にお手伝いが必要なお客様はお気軽にお申し出ください」と表示した車いすのピクトグラムを掲出し、介助が必要な方はどなたでも気軽に声をかけていただくようにしています。また平成31年度において全駅鉄道車両用スロープに更新しました。	前年度から継続して実施しているため、現行計画と同様

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>高齢者、身体内部に障害があるお客様</p> <p>色覚に障害のあるお客様</p> <p>妊婦のお客様</p> <p>ベビーカー利用のお客様</p> <p>聴覚に障害のあるお客様</p> <p>知的障がいのお客様</p>	<p>優先座席のステッカーをわかりやすいものに変更するとともに、身体内部に障がいがあるお客様にも優先座席にお座りいただけるよう、使用するピクトグラムを交通エコロジィ・モビリティ財団がJIS認証を視野に入れ、ISOに申請しているものに変更しています。</p> <p>妊娠初期の妊婦のお客様への配慮を求めるマタニティマークの普及・啓発のため、優先座席ステッカーに掲出するとともに、駅構内にポスターを掲示しているほか、他都市から神戸を訪れた妊婦の方を対象に、西神・山手線三宮駅の「市バス・地下鉄お客様サービスコーナー」において、希望者にキーホルダーを配布しています。</p> <p>平成30年4月4日からは、ヘルプマークの普及・啓発のため、優先座席付近にステッカーを掲示しています。また平成31年3月より各駅窓口にてヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。</p> <p>乗客案内表示装置では、色覚に障がいのあるお客様にも見えやすいよう、明るさや色を調整しています（平成27年度に西神・山手線、平成30年度に海岸線更新）。</p> <p>西神・山手線及び海岸線車内の車いすスペース付近に、ベビーカーを折りたたまずにご乗車いただける旨を明記した「ベビーカーマーク」を平成26年7月から掲出することで、ベビーカー利用のお客様に安心して市営地下鉄をご利用いただけるようにしています（西神・山手線では、新たに導入している6000形車両のフリースペースにもベビーカーマークを掲出しています）。</p> <p>聴覚に障害のあるお客様や、知的障がいのお客様がイラストを指差すことで意思を伝えられる「コミュニケーションボード」を平成18年9月から地下鉄全駅（26駅）に設置、平成27年度からは、これを4カ国語表記のものに変更しました。</p> <p>平成22年8月からは「耳マーク」を掲出することで、聴覚に障がいのあるお客様から気軽にお問合せいただけるようご案内し、筆談によるお問い合わせにお応えできるようにしています。</p>	<p>前年度から継続して実施しているため、現行計画と同様</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<p>障がいのあるお客様（お身体・知的・視覚・聴覚等）</p>	<p>介助方法のさらなるレベルアップを図るため、平成21年度から障がいのある方を講師に招き、2日間に渡って机上研修や白杖での階段等の移動や車いすを体験。介助の実技演習を行う「交通事業者向けバリアフリー専門研修」を助役及び駅掌に実施しており、令和2年度までに対象者全員が受講を終える予定でしたが新型コロナウイルス感染症対策の一環として今年度実施するかどうか検討中です。</p> <p>R3年度／未定</p> <p>平成29年7月には、公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会みんなの声かけ運動推進会議に協力。海岸線三宮・花時計前駅を主なロケ地として、視覚に障がいのある方へのお声かけ啓発用DVDを作成し、職員への教育訓練などに活用しています。</p>	<p>未実施（新型コロナウイルス感染症対策のため）</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

三宮周辺には、交通局（市営地下鉄西神・山手線、海岸線）をはじめ、JR、阪急、阪神、新交通の6つの駅があり（以下、三宮ターミナル鉄道社局）、定期的に意見交換や協議を行っています。

平成29年5月に「交通事業者向け接遇ガイドライン」が制定され、合理的配慮の提供の具体例のなかで「乗換駅で車いす使用者や視覚障害者への対応として、本人の希望があった場合には、鉄道事業者間で連絡し、乗換改札口までの案内誘導をしている。」が紹介されましたが、三宮ターミナル鉄道社局からは、限られた駅係員の配置人数から、対応に苦慮していると報告がありました。

そこで、合理的配慮を提供するにあたり、事業者が過重な負担に当たると判断した場合は、代替措置を選択しても良いことになっていることから、誰もが移動しやすいまちの実現に向け、当局より代替措置として、三宮ターミナル各駅間における「神戸三宮 駅乗り換えルートマップ（チラシ）」を作成（H30. 12発行）。この内容を各社と共有して、お客様のご案内に活用しています。

なお、このマップはユニバーサルデザインの考えから、車いす利用のお客様、高齢者、ベビーカー利用のお客様等が三宮ターミナル各駅間を移動しやすいよう、エレベーターを利用して移動するルートに記載。また、それぞれの出入口に設置されているエレベーターを写真入りでわかりやすくご案内するとともに、裏面は表面の案内を英語で表記しています。

(3) 報告書の公表方法

神戸市交通局HPにて公表

(4) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	43 編成 238 (両)	25 編成 130 (両)	43 編成	0 編成	0 編成	26 編成	43 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	43 編成 238 (両)	25 編成 130 (両)	43 編成	0 編成	0 編成	26 編成	43 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。